

21 高建管第 419 号
平成 21 年 8 月 7 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

一般競争入札における申請期限等の取扱いについて

建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成 20 年 3 月 24 日付け 19 高建管第 1072 号土木部長通知）8(1)においては、「申請書の提出期限は、入札公告日の翌日から 10 日間以上とする。」とされているところですが、国の緊急経済対策に伴う補正予算執行のため迅速な入札の執行が求められることから、平成 22 年 3 月 31 日までの間、下記のとおり取扱いとしますので、お知らせします。

記

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書提出期間の短縮
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期間については、建設工事一般競争入札事務取扱要領（以下「要領」という。）第 8(1)に規定の入札公告日の翌日から 10 日間以上を、入札公告日の翌日から 7 日間（入札公告日の翌日を第 1 日として、7 日目に当る日）まで短縮して差し支えないこと。
 - (2) 要領において最低 10 日間の期間を求めているのは、申請者が経費見積等の十分な検討期間を取れるようにするためであり、一律に 7 日間に短縮するのではなく、案件に応じて決定すること。ただし、特別簡易型総合評価方式一般競争入札においては、施工計画評価がないため、経費見積により多くの日数が掛かると想定される工事を除いて、7 日間として差し支えないこと。

- 2 特別簡易型総合評価方式一般競争入札における入札執行期間の取扱い
 - (1) 請負対象金額 1 億円未満の工事は特別簡易型総合評価方式一般競争入札が適用できるようにしており、この場合には、公告から申請書提出期限まで 1 週間（入札公告

- 日の翌日を第1日として、7日目に当る日)、入札(開札)まで2週間(入札公告日の翌日を第1日として、14日目に当る日)の入札執行期間として差し支えないこと。
- (2) 各入札実施機関における事務執行体制を勘案しながら、特別簡易型総合評価方式一般競争入札の積極的な採用により、入札執行期間の短縮に努めること。